

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「泉北竹城台一丁団地先工区C・D棟建築その他工事監督業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

但し、やむを得ない事由により電子入札により難しい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる(様式は、機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「紙入札方式参加承諾様式(一式)」からダウンロードできるので、競争参加資格確認申請書提出期限までに下記6(2)へ様式1及び2を提出すること。)。

本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 掲示日 令和2年10月27日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 田中 伸和
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

3 業務概要

(1) 業務名

泉北竹城台一丁団地先工区C・D棟建築その他工事監督業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下の通りである。

建築、電気設備、機械設備(EV設備、ガス給湯設備含む。)については、業務報酬基準(平成31年国土交通省告示98号)別添一に示す「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」のうち、次の業務を行う。

- ・ 工事監理方針の説明等(工事監理方針の説明、工事監理方法変更の場合の協議)
- ・ 設計図書の内容の把握等(設計図書の内容の把握、質疑書の検討)
- ・ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告(施工図等の検討及び報告、工事材料、設備機器等の検討及び報告)
- ・ 工事と設計図書との照合及び確認
- ・ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- ・ 工事監理報告書等の提出
- ・ 工程表の検討及び報告
- ・ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ・ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - ・ 関係機関の検査の立会い等
- (3) 業務の詳細な説明 別添仕様書による。
 なお、仕様書及び積算基準については、交付等より行う（交付等方法については「一般競争入札の実施に係る掲示」4(2)ただし書に記載のとおり。）。
- (4) 履行期間 令和2年12月下旬（契約締結日の翌日。但し、(6)参照のこと。）から令和5年3月25日（土）まで（予定）
- (5) 履行場所 大阪府堺市南区竹城台1丁2番5
- (6) 特記事項
 本業務は、「02 - 泉北竹城台一丁団地先工区C・D棟建築その他工事」（令和2年8月7日掲示、同11月24日開札。以下「当該工事」という。）他1件を監理する監督業務であり、本業務に係る落札及び契約締結は当該工事の落札決定を条件とする。本業務に係る落札及び契約締結予定日は、上記条件が成立した日以降とし、当該工事の落札がなされない等、当機構の責めに帰することができない事由により契約を締結できない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書 当機構で使用する標準契約書等について その他 「（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (4) 当機構関西地区における平成31・32年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「建築監理」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 平成17年度以降（平成17年4月1日から申請書の提出日まで。以下本項において同じ。）に完了した「RC造又はSRC造の地上6階建以上の共同住宅の新築工事」の工事監理業務（1）の実績を有する者であること。ただし、再委託の実績は含まない。
- 1 工事監理業務とは上記1(2)業務内容に示す業務をいう。以下本項に

おいて同じ。

- (6) 一級建築士の資格を有する者が2名以上在籍していること。
(7) 申請書を提出する者は、建設業許可者と資本面若しくは人事面で関係がないこと。

関係があると認められる者とは、おおむね次のような者とする。

建設業許可者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者(100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。)

建設業許可者の代表権を有する役員が申請書提出者の代表権を有する役員を兼ねている場合

建設業許可者と申請書提出者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、申請書提出者については、その実態に即して判断する。

- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本件業務に配置できること。

別添仕様書中、「監督業務特記仕様書」の「資格基準」(以下本項において同じ。)に定める資格を有する者であること。

一級建築士として5年以上の実務経験を有し、かつ継続して5年以上の業務の統括管理経験を有する者。

平成17年度以降に完了した、上記(5)に掲げる業務に従事した実績を有する者であること。ただし、再委託の実績は含まない。

申請書及び資料の提出期限日時点において、当該業者と恒常的雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいい、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

- (9) 次に掲げる条件のもと、資格基準に定める資格を有する者を、監理員として本件業務に配置できること。

工事地区毎かつ職種毎に主任監理員を選任すること。

主任監理員、監理員及び各職種間の兼務条件は仕様書による。

5 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記の「価格評価点」と下記により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

価格評価点の算出は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

価格評価点 = 価格点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点 = 60 × 技術点 / 技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・ 企業の経験及び能力
- ・ 配置予定の管理技術者の経験及び能力
- ・ 実施方針

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と上記(1) の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、別紙1の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

6 担当部署

(1) 公募条件ほか(2)以外について

〒536 - 8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部 工務・品質管理課 電話06 - 6969 - 9169

(2) 入札手続及び一般競争参加資格について

〒536 - 8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06 - 6969 - 9848

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

一般競争参加資格の申請

4(4)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)から(3)まで及び(5)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(4)に掲げ

る事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

については、4(4)の認定を受けていない者は、下記と別に、以下のとおり一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)及び添付書類を提出して、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること(詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 競争参加資格 建設コンサルタント等 「随時受付」の項を参照)。

イ 提出期間：令和2年10月27日(火)から令和2年11月5日(木)(申請書及び資料の提出期限日の4営業日前)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：6(2)に同じ。

ハ 提出方法：提出場所へ持参し、又は一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着)することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない(申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に「『泉北竹城台一丁団地先工区C・D棟建築その他工事監督業務』申請希望(開札日：令和2年12月14日)」と朱書きすること。)

申請書及び資料の提出

イ 提出期間：令和2年10月28日(水)から令和2年11月11日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：6(2)に同じ。(紙入札方式の者は6(1)に同じ。)

ハ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。

但し、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得たうえ紙入札方式による者は、一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着。表封筒に「『泉北竹城台一丁団地先工区C・D棟建築その他工事監督業務』に係る申請書・資料在中」と朱書きすること。)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、別紙2に従い作成すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年11月26日(木)までに電子入札システム(紙入札方式の者は書面)にて通知する。
- (5) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期間以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。但し、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み、本文に貼り付けること。

全てのファイル容量の合計が2MBを超える場合は、全ての書類を、(1)の紙入札方式の者と同様の提出期間、場所及び方法により、提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認められない(容量2MBまでの一部ファイルは電子入札システム、容量を超えた分は書面、といった提出方法は認めないので、必要書類の全てをまとめて提出すること)。併せて、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・(電子入札での提出以外の提出方法)とする旨の表示
- ・提出する書類の目録
- ・提出する書類のページ数
- ・提出年月日

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる。

提出期限：令和2年12月3日（木）午後5時

提出場所：6(2)に同じ。(紙入札方式の者は6(1)に同じ。)

提出方法：電子入札システムにより提出すること(様式は自由)。

但し、紙入札方式の者は、書面を一般書留郵便により郵送(上記提出期限までに必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和2年12月7日(月)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙入札方式の者は書面)により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) 設計図書(仕様書、図面及び現場説明書等をいう。)及びこの入札説明書

に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

なお、「一般競争入札の実施に係る掲示」4(2)ただし書に記載のとおり、仕様書及び積算基準については所定期間内に交付等となっているので、それを含め全てを熟読したうえで質問を行うこと。

提出期間：令和2年10月28日（水）から令和2年12月2日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所：6(2)に同じ。（紙入札方式の者は6(1)に同じ。）

提出方法：電子入札システムにより提出すること（様式は自由）。

但し、紙入札方式の者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問がある場合には、回答書を、次のとおり閲覧に供する。

期間：令和2年12月7日（月）から令和2年12月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

方法：電子入札システムによる。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階質疑応答コーナー開架棚において閲覧に供する。

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書の提出期間及び場所

提出期間：令和2年12月10日（木）から令和2年12月11日（金）正午まで

提出場所：6(2)に同じ。

- (2) 開札の日時及び場所

日時：令和2年12月14日（月）

開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

場所：6(2)に同じ。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、独立行政法人都市再生機構西日本支社 3階契約情報公開コーナー対面ブース

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、作成した入札書（様式は当機構ホームページ「入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「入札書標準様式（電子入札用） 紙入札の場合のみ使用」を参照）について、一般書留郵便により郵送（提出期限までに必着）すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入のうえ、押印（入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要（代理人の場合は委任状）である。）したものを中封筒に入れ、封をして割印し、業務名、開札入札日時及び入札者名を明記すること。また、入札書については、入札案件ごとに封をすること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒（及び年間委任状又は委任状）を入れ、封をして割印すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

- (4) 本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除

14 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う（電子入札運用基準「5.開札」の項を参照）。

但し、紙入札方式の者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う者は、立会は不要。）。なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として

取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得（当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照）等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格があると確認された者であっても、開札の時に指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時に4に掲げる要件のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

16 落札者の決定方法

上記5(2)による。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否等

標準契約書（監督業務委託契約書（建築士法第22条の3の3対象））（様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

出来高による部分払13回及び完成払

20 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

21 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報

の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

当機構との間の取引高

総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

22 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者等を本件業務に

配置すること。

- (4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 お知らせにおいて公開する。

- (5) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 操作マニュアルにおいて公開している。

- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

- ・ システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札システムヘルプデスク

: 0570-021-777 (ナビダイヤル)

E-mail: sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(ナビダイヤルが利用できない場合)

よくある質問 (当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 操作方法に関するお問い合わせ先)

URL: <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>

- ・ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

ICカードを取得した各電子入札コアシステム対応の認証局のヘルプデスクへ問合せすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、6(2)へ連絡すること。

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知 (電子入札システムから自動通知)

- ・ 競争参加資格確認申請書受付票 (受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- ・ 競争参加資格確認通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- ・ 辞退届受信確認通知 (電子入札システムから自動通知)

- ・ 辞退届受付票 (電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- ・ 日時変更通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- ・ 入札書受信確認通知 (電子入札システムから自動通知)

- ・ 入札書受付票 (電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (8) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (9) 落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」（様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照）を契約書と同日付で締結するものとする。
- (10) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照）を契約書と同日付で締結するものとする。
- (11) 本件業務は、業務成績評定対象業務である。落札者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発生時に価格以外の評定項目として使用することがある。
- (12) 主たる業務の再委託は原則として禁止とする。ただし、次に掲げるものは、あらかじめ機構の承諾を得て再委託できるものとする。
- ・ なお、主たる業務とは、管理技術者並びに建築意匠の工事監理をいう。
 - ・ 担当技術者（主任監理員）電気、機械
 - ・ 担当技術者（監理員）電気、機械
 - ・ 監理業務の一部で専門的な技術（特殊工法、建築（構造））を有する担当技術者

以上

お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

別紙 1

技術点を算出するための基準

競争参加資格確認資料の内容については、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価点	
	判断基準			
基本事項評価	企業の経験及び能力	業務実績	<p>(別記様式 2) 平成 17 年度以降に完了した、入札説明書 4 (5) に示す業務の実績について、下記の順位で評価する。ただし、再委託による実績は含まない。 上記実績が 3 件以上ある。 上記実績が 2 件ある。 上記実績が 1 件ある。 なお、上記以外の場合は欠格とする。</p>	10 5 0
			<p>(別記様式 2) 平成 17 年度以降に完了した、公的機関 (1) が発注した上記業務の実績について、下記の順位で評価する。ただし、再委託による実績は含まない。 上記実績が 2 件以上ある。 上記実績が 0 ~ 1 件ある。</p>	5 0
	企業独自の取組み	<p>(別記様式 4) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を下記の順位で評価する。 次のいずれかの認定を受けている。 次のいずれの認定も受けていない。 ・女性活躍促進法に基づく認定等 (えるぼし・プラチナ えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定 (くるみん・プラチナくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)</p>	2 0	

	配置予定の管理技術者の経験及び能力	業務実績	(別記様式2) 平成17年度以降に完了した、入札説明書4(8)に示す業務に従事した実績を有する件数で評価する。ただし、再委託による実績は含まない。 上記実績が3件以上ある。 上記実績が2件ある。 上記実績が1件ある。 なお、上記以外の場合は欠格とする。	8 3 0
			(別記様式2) 平成17年度以降に完了した、公的機関(1)が発注した上記業務の実績について、下記の順位で評価する。ただし、再委託による実績は含まない。 上記実績が2件以上ある。 上記実績が0~1件ある。	5 0
技術提案	実施方針	業務理解度	(別記様式6-1) 業務の目的、内容及び配慮事項等が的確に反映されている場合に、優位に評価する。	0~15
		実施体制	(別記様式6-1、6-2) 配員方針及び緊急時の監理員・管理技術者・機構担当職員との連絡体制や方法等についての的確な提案がなされている場合に、優位に評価する。	0~15
合計				60

1 国、地方公共団体、公社又は独立行政法人等をいう。

別紙 2

競争参加資格確認資料の作成方法

競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

なお、2の業務の実績（企業及び配置予定の管理技術者）については、平成17年度以降（平成17年4月1日から申請書提出日まで）に、業務が完了し、引渡しが進んでいるもの限り記載すること。

1 登録状況

入札説明書4(4)に掲げる資格を確認できる資料として、平成31・32年度建設コンサルタント等に係る一般競争参加資格認定通知書の写しを別記様式1に添付すること。

2 企業及び配置予定の管理技術者の業務実績

入札説明書4(5)及び同(8)に掲げる資格があることを確認するため、該当する業務実績を別記様式2に記載し、当該業務実績があるものとして確認することができる資料（契約書、設計図書等）を添付すること。なお、業務実績の記載にあつては、入札説明書別紙1中「業務実績」に記す公的機関を発注者とするものを優先して記載すること。

3 配置予定の管理技術者及び企業に所属する一級建築士の2人目

入札説明書4(6)、同(8)及び同に掲げる資格があることを確認するため、別記様式3に記載し、疎明資料（登録証、定期講習証明書、雇用証明関係書類等）を添付すること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

入札説明書別紙1中「企業独自の取組み」に掲げる認定の取得状況を確認するため、別記様式4に記載し、当該認定が確認できる資料を添付すること。

5 営業拠点等

本件業務の拠点である本支店又は営業所等の所在及び常駐職員等の状況について、別記様式5に記載し、建築士事務所の登録状況が確認できるよう登録証明書を添付すること。

6 実施方針

本件業務の実施方針を別記様式6-1に記載すること。記載にあつては、必要に応じ説明図表を用いてA4判1枚以内に簡潔に記載すること。

実施体制に係る本件業務の分担については、別記様式6-2に記載すること。配置予定の管理技術者及び監理員の総数（履行期間中の延人工総数）を

記載する。また、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。また、申請書の提出者以外の企業に所属する者を監理員とする場合には、企業名等と分担業務の内容を記載すること。

本件業務に対する理解度に問題がある場合、或いは本件業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず、業務の履行が十分になされないおそれがある場合は、資格があることを証明できなかったものとする。

7 その他の疎明資料

各様式の注意書きのほか、本紙を含むその他入札説明書において、記載された内容の確認のため提出を求めているものがある場合は、当該疎明資料を提出すること。

競争参加資格確認申請書	
年 月 日	
独立行政法人都市再生機構西日本支社	
支社長	田中 伸和 殿
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
連絡先部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
<p>令和 2 年10月27日付けで掲示のありました泉北竹城台一丁団地先工区 C・D 棟建築その他工事監督業務に係る競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。</p> <p>なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。</p>	

注) 申請書及び資料として別記様式 1 から別記様式 まで及び別途指定する確認資料等を提出してください。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください(紙入札で参加する場合にのみ必要です(電子入札で参加する場合には必要ありません。))。

入札説明書 4 (4)に掲げる資格確認のため一般競争参加資格の認定通知書の写しを添付すること。

別記様式 2

企業及び配置予定の管理技術者の業務実績

提出者名：

	業務名称 1 <工事概要>	実績の別 2	発注者	履行期間 始～終	技術者 (当該業務で の立場) 3	添付書類 4
1	市営住宅建設工事監督業務 <RC造共同住宅 8階建>	企業	県 市	H18.4.1 ～ H20.7.1		・ 契約書 ・ 設計図書 ・ TECRIS
2	マンション 地区建設工 事監督業務 <RC造共同住宅6 階建>	管理技術者	(株) 不動 産	H18.4.1 ～ H19.3.31	管理太郎 (管理技術者)	・ 契約書 ・ 設計図書 ・ 確認申請書
3	公社 住宅建替工事監 督業務 <RC造共同住宅 10階建>	企業・ 管理技術者	公社	H25.8.1 ～ H28.4.30	管理太郎 (担当技術者)	・ 契約書 ・ 管理技術者 届 ・ TECRIS
5 計	業務の実績 : 企業 : 2 件、管理技術者 : 2 件 公的機関発注の業務の実績 : 企業 : 2 件、管理技術者 : 1 件					

・ 必要に応じて行を加除すること。

- 1 入札説明書 4 (5) 及び同 (8) に掲げる業務を記載する。(企業及び配置予定の管理技術者それぞれ 1 件以上が資格要件)
- 2 記載の実績が、企業の実績か配置予定の管理技術者の実績のいずれ(もしくは両方)であることがわかるよう“企業”、“管理技術者”、“企業・管理技術者”と記載すること。
- 3 配置予定の管理技術者の業務実績の場合は、氏名及び記載業務における役割(立場)を記載する。なお、配置予定の管理技術者として複数の候補技術者を記載することも可能だが、最も低い者の得点が配置予定の管理技術者に係る評価点となる。
- 4 各項目の根拠となる書類は、見出しを付けたうえで順に添付すること。また、添付書類の該当箇所(会社名、業務名称、業務対象、発注者、履行場所、履行期間、技術者(従事役職が分かる書類)等)は、「赤マーク」で明示すること。なお、TECRISに登録済の場合、業務カルテをもって契約書等に替えることができる。
- 5 実績集計結果を記載する。

別記様式 4

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
提出者名：

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

1～3の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに を付けること。

それぞれ、該当することが確認できる書類（認定通知書、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書（各写し））を添付すること。

別記様式 5

営業拠点等

提出者名：

本社・支店・営業所等の区分	
事務所名称	
所在地	
電話番号	
開設者氏名	
建築士事務所登録番号	
建築士事務所登録年月日	
建築士事務所登録有効期間	
管理建築士氏名	
管理建築士登録番号	
常駐する職員数 (うち技術者数 / 一級建築士 資格保有者数)	

建築士事務所登録証明書を添付すること。

実施方針

提出者名：

<p>業務理解度</p> <p>業務の目的及び内容</p> <p>業務における条件及び配慮事項等</p>
<p>実施体制</p> <p>配員方針</p> <p>緊急時の監理員・管理技術者・機構担当職員の連絡体制や方法等</p>

別記様式 6 - 2

業務実施体制

提出者名：

業務実施体制（1）

	氏 名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
監理員	配置予定人数	人	

注：氏名にはふりがなをふること。

業務実施体制（2）

分担業務の内容	備 考

注：業務の分担について記載する（業務分担を行わない場合は記載する必要はない。）。